

みいな

みんなで

いっしょに

なかよく

誰もが輝く
まちづくりを
めざして

男女共同参画社会ってどんな社会？

男女共同参画社会とは、性別に関係なく一人一人の人権が尊重され、その個性と能力が発揮できる社会です。

家庭では

職場では

家事・育児・
介護などは、家族み
んなで協力して取組
みましょう。

男女がとも
に働きやすい職場
の環境整備に取り
組みましょう。

学校では

地域では

個性と人権を尊重
し、個人の適性を尊
重した進路選択が
なされるよ
うにしまし
よう。

性別や年齢に関係
なく、誰もが主役と
なり、活動
しましょう。

男女共同参画を推進する団体「輝きネットなすしおばら」会長の柳場 美枝子さんに
男女共同参画社会について、お話を伺いました。

私には息子がおりますが、幼い頃から“自分でできることは自分でできるように”と、料理・洗濯・掃除等を教えてきました。その息子は今では三児の父親となり、孫たちは、自分たちで料理を作ったり、自分の洗濯物を取り込んで畳んだりしています。そのように取り組むようになったのは、性別に関わりなく自分でできることを自分でするという親の姿を見て育ったからかなと思っています。家庭も小さな社会です。まずは家庭から、性別に関わらずに一人一人ができることに取り組むことで、男女共同参画社会が進むのではないのでしょうか。

「みいな」の「みんなで いっしょに なかよく」は、まさに私達の目指す男女共同参画社会です。お互いに感謝の心をもって、尊敬し合う、共同の社会の実現を願ってやみません。



家庭・職場での男女共同参画推進に向けて

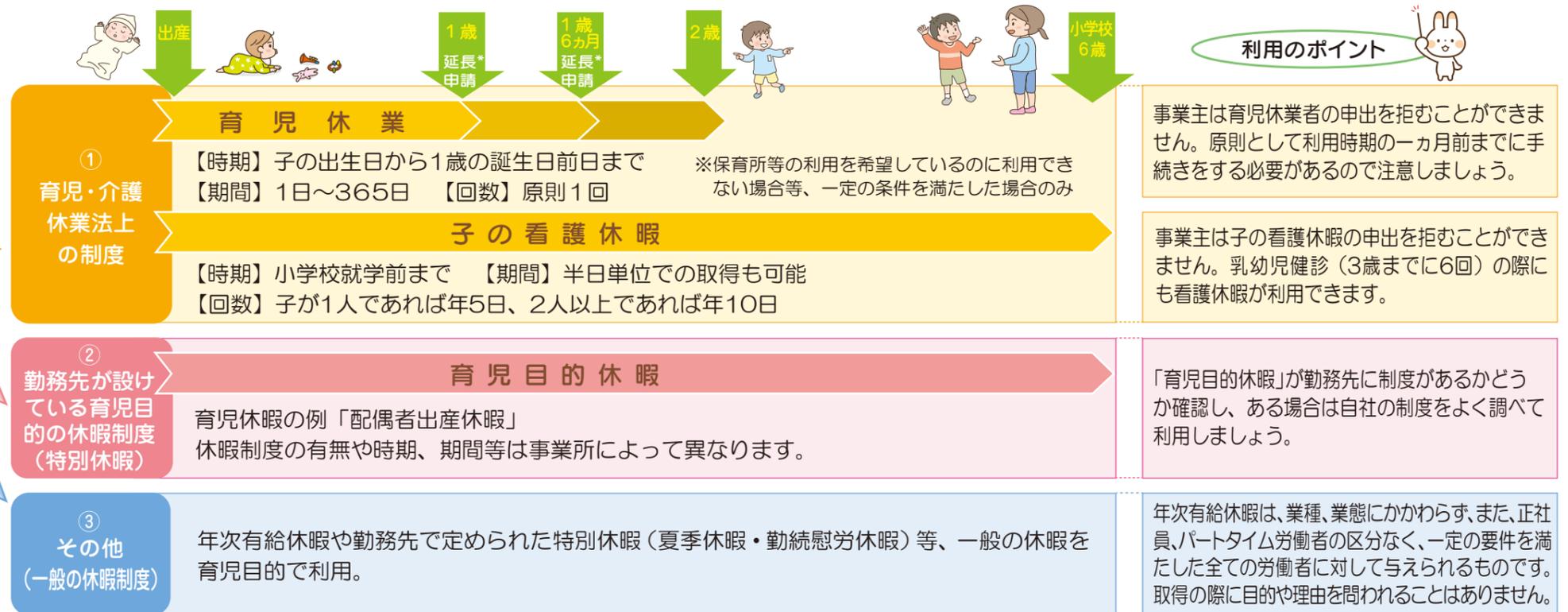
近年は、共働き世帯数が専業主婦世帯数の1.7倍にのぼり※1、子育て世代の女性の就業率は7割超え※2、第1子出産後も働き続ける女性の割合は5割を超えています※3。女性の活躍が進む一方で、依然として、家事や育児の多くを女性が担っています。夫婦、家族で話し合いながら、これまでの働き方や生活を見直し、協力しながら家事や育児を行えるといいですね。また、男性も女性も安心して子育てできる環境を目指すには、企業の協力・理解が不可欠です。

① 休暇制度の充実 ② ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の定着 ③ 上司の理解 ← この3点が揃った職場では、男性が休暇を取得できているとされています※4。



- 「育児・介護休業法」で定められた制度を利用
- 勤務先が設けている「育児目的の休暇制度(特別休暇)」を利用
- 年次有給休暇等の休暇制度を育児目的で利用

※1 総務省「労働力調査(詳細集計)」平成28年
 ※2 総務省「労働力調査(基本集計)」平成28年
 ※3 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」2015年
 ※4 「内閣府委託調査」2016年
 ※参考「さんきゅうパパ準備BOOK(改訂版)」平成29年



子育てパパインタビュー!

育児・介護休業法による制度利用や年次有給休暇取得により、家族で協力しながら子育てを行っているお二人のパパにお話を伺いました。

■住まい: 東那須野地区
■年齢: 34歳
■職業: 公務員
■お子さん: 7歳の女の子、4歳の女の子
■利用した制度: ①子の看護休暇 部分休業(16:45~17:15の30分間)

A・Yさん

■住まい: 塩原地区
■年齢: 31歳
■職業: 会社員
■お子さん: 4歳の女の子、1歳10か月の女の子
■利用した制度: ④年次有給休暇

N・Kさん

Q 上記の制度を利用して子育てを行うようになったきっかけは?

A A・Yさん 妻が復職し、それまで妻が行っていた幼稚園のお迎えが困難になったため、職場が近く、すぐ対応できる自分がお迎えに行けるように制度を利用しました。

A N・Kさん 妻も看護師として働いており、子どもの具合が突然悪くなった時など、妻が迎えに行けないこともあったため利用しました。

Q 制度を利用して子育てをしていくうえで大変なことは?

A A・Yさん 限られた時間内で業務をこなすことです。たまに仕事でお迎えが遅くなった時は子どもに申し訳ない気持ちになります。(たまに幼稚園のわんぱく保育、学童が楽しく、「もっと遅く迎えにきて」と言われることもあります。)

A N・Kさん 子どもとの時間をもてることです。夫婦二人で子育てに関われることは、とてもありがたいです。

ご協力ありがとうございました!

男女共同参画推進事業者表彰制度のお知らせ

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、男女がともに働きやすい環境づくりを積極的に取り組んでいる市内事業者を表彰します。平成30年度は次のとおり募集しますので、ぜひご応募ください。

【対象となる事業者】 市内に事務所または事業所を有する事業者(国、地方公共団体等は除く)

【表彰基準】 以下の取り組みを積極的に行っている事業者

- 性別にとらわれない能力活用や女性の職域拡大のための取り組み
- 仕事と家庭生活、その他の活動との両立を支援するための取り組み
- 男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい職場の環境整備のための取り組み
- その他、男女がともに参画できる社会づくりに向けた取り組み

【募集期間】 平成30年6月18日(月)~8月20日(月)

【応募方法】 応募用紙等と事業者の概要が分かる資料を添えて、市民協働推進課に提出してください。※応募用紙等は、市民協働推進課窓口で配布します。また市ホームページからもダウンロードできます。

【平成29年度受賞事業者】

金子メディックス株式会社	株式会社黒磯中央自動車学校
株式会社バンテック	株式会社ムロイハウジング
有限会社山喜荘(ONSEN RYOKAN YAMAKI)	

那須塩原市市民活動センターがオープンしました

みなさんの自主的かつ営利を目的としない社会に貢献する活動(市民活動)をサポートする施設です。
男女共同参画に関する情報も提供しています。



情報の提供

市民活動やボランティアに関する情報収集を行い、チラシ・パンフレットを設置、通信を発行し情報提供します。

施設利用の提供

会議室の貸出やコピー、印刷機の利用、インターネット閲覧ができます。(コピー、印刷機の利用は有料です。)

相談・コーディネート

「市民活動をやってみたい!」などのご相談を受け、登録団体を紹介するなど、様々な団体のネットワークづくりをお手伝いします。

所在地・連絡先

所在地 〒329-3157 那須塩原市大原間西1-11-10

電話 0287-73-5741

ファクス 0287-73-5743

Eメール shiminkatsudou@city.nasusihobara.lg.jp

開館時間・休館日

開館時間 月～土 午前9時～午後10時

日・祝日 午前9時～午後5時

休館日 水曜日、12月29日～1月3日

父の日



作:miina 絵:daisuke

男女共同参画社会を考える "とちぎ県民のつどい"のお知らせ

開催日 平成30年6月23日(土)

会場 パルティ とちぎ男女共同参画センター ホール
(宇都宮市野沢町4-1)

内容 10:00～12:00 映画「折り梅」の上映
13:00～13:20 式典
13:30～15:00 松井久子さん(映画監督)講演会
「自立して生きるとは?～女性として、監督として」

申込・問い合わせ先

栃木県女性団体連絡協議会 事務局 栃木県人権・青少年男女参画課
☎ 028-665-7710 ☎ 028-623-3074
(火・木10:00～16:00) (土日祝除く8:30～17:15)

“男女共同参画週間”のお知らせ

毎年、6月23日から29日までの一週間は「男女共同参画週間」です。
平成30年度キャッチフレーズ

「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

男性・女性、性別に関わりなく、家庭・学校・職場・地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のためには、国や地方自治体だけではなく、みなさん一人一人の取組みが必要です。この機会に誰もが輝ける社会について考えてみませんか?

編集委員/阿久津一志 菊池和子 菊地千恵 鈴木房代 柳場美枝子
編集/みいな編集委員 発行/那須塩原市企画部市民協働推進課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共豊社108番地2

Tel : 0287-62-7019 Mail : kyoudousuishin@city.nasushiobara.lg.jp